

低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業

物価高騰などの影響を受けて困難に直面している低所得の子育て世帯を見舞う観点から、特別給付金を支給します。

▼支給対象者

- 令和8年1月分の児童手当を利根町から受給し、令和6年分の市町村民税均等割が課されていない方または当該市町村民税均等割を免除された方
- 令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など）を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当の申請をした場合に、令和8年1月分の支給が全部または一部停止されることが見込まれる方も対象となります。

▼支給額

○令和8年1月分の児童手当・児童扶養手当を受給している口座への振り込みにより支給します。原則申請は不要ですが、支給口座の解約などにより、本給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合は、「給付金支給口座登録等の届出書」を、支給を希望しない場合は、「給付金受給

拒否の届出書」の提出をお願いします。○公的年金給付等受給者は、申請書の提出が必要となります。対象となる方には、通知を送付しますので、詳細につきましては、そちらをご確認ください。

※審査を行うため、戸籍謄本、年間の収入額がかかる書類（令和6年1月～12月）、年金の支給額がかかる書類もご用意ください。（申請者と生計を同じくする扶養義務者の方の分の提出もお願いします）

▼申請期限

2月24日(火)～3月17日(火)

※3月17日(火)以降は受け付けできません。この期間内のご提出をお願いします。

※給付金支給口座登録等の届出書および給付金受給拒否の届出書の提出期

限につきましては、対象となる方へ通知を送付しますので、そちらをご確認ください。

▼問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
☎ 68-2211（内線145）
県南県民センター地域福祉室
☎ 029-825-2035



奨学金返還支援補助金制度の拡大、受付期間の延長

町では、若年層の移住定住の促進を図ることを目的として、大学などを卒業後に本町に居住している方に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を交付しています。

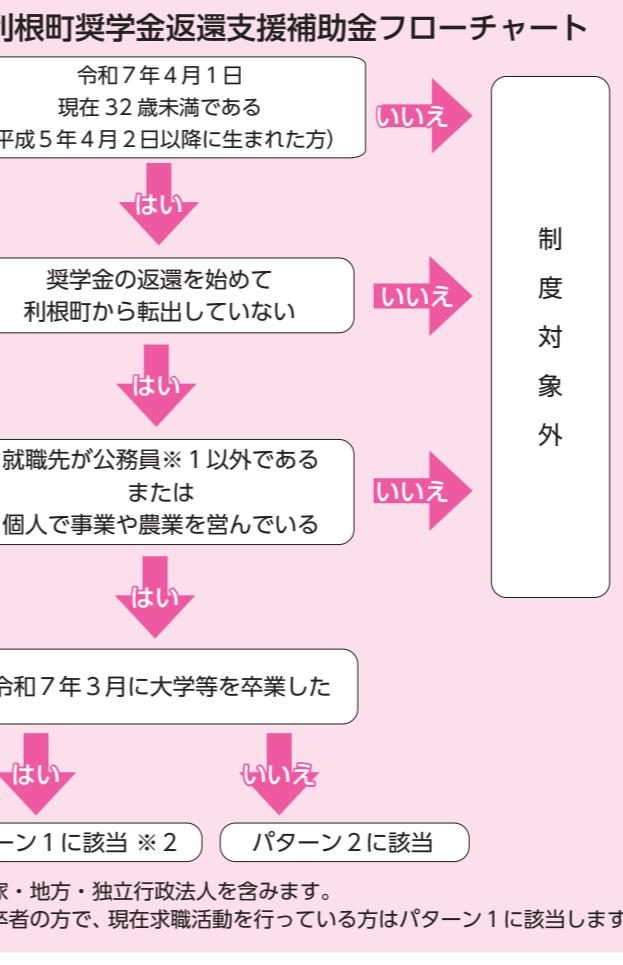
※当補助金は検討されている方は左記フローチャートをご活用ください。
※公務員（国家・地方・独立行政法人含む）の方は対象外となります。

▼申請期間
2月27日(金)まで

・パターン1 上限20万円／年
新規学卒者の方など

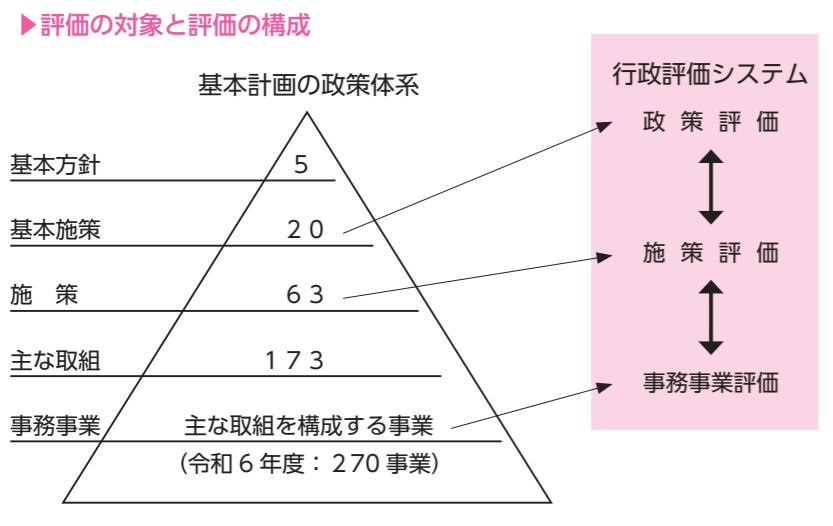
・パターン2 上限10万円／年
既卒者の方など

※当補助金にはその他所定の要件があります。詳細につきましては、町公式ホームページをご覧になるか、政策企画課地域振興係までお問い合わせください。



行政評価システム

町では、限られた財源の有効活用と効率的な行政の運営を進めるため、利根町総合振興計画基本計画における基本施策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、妥当性や有効性などの視点から評価を行い、今後の取組む方向性を示す「行政評価システム」を導入しています。多くの町民の皆さんに、この行政評価システムをご覧いただき、町の行政活動についてのご理解と、町民サービスの向上を図る上でのご意見をいただきたいと考えています。



○政策評価とは
基本施策の実現に向けた主な取組を構成する20の事務事業について、妥当性・有効性の4つの視点から評価し分析を行い、目標値を達成するための今後の方向性を示すものです。

○施策評価とは
基本施策の実現に向けた主な取組について、施策の主な取組を構成する各事務事業の評価結果を踏まえて、施策の進捗状況の現状を分析し、施策を実現するための今後の方向性を示すものです。

▶問い合わせ
政策企画課 政策企画係 ☎ 68-2211(内線338)



圓利根町保健福祉センター 基幹係
☎ 68-8291

健康増進等複合施設の愛称が「とねふれあいプラザ」に決定

昨年6月のオープンと同時に「健康増進等複合施設」の愛称募集を行いました。応募総数76件の中から、得票数の多かった上位2案を参考として、「交流」「わ」「い」「愛」「むすび」など、あたたかい交流や「ふれあい」をイメージさせる愛称の応募が多数あったことから、「とねふれあいプラザ」に決定しました。

「とねふれあいプラザ」という愛称には、人々の出会いや交流が生まれ、誰もが気軽に立ち寄れるような、あたたかい施設になつてほしいという願いが込められています。多くの方が気軽に集い、交流できる施設を目指していきます。

なお、愛称は施設の看板などへの活用を検討しています。たくさんのご応募ありがとうございました。